

岡教就第 433号  
平成26年9月17日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会委員長 曾田 佳代子

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成25年11,12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

## 定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成25年11, 12月実施分）

## 教育委員会事務局就学課

## 指摘事項

- 1 平成25年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、高等学校授業料において104万円余（収納率0%）認められた。

収入未済額の解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても滞納繰越を生じないように要望する。

- 2 平成21年度に請求した損害賠償金の未済分（平成25年度当初104万円余）について、滞納繰越分として調定されず、一部について現年度分として調定されていたので、適正な調定を行われたい。

また、平成25年度当初未納分について、平成25年度9月30日現在において12万円余の納入があったものの、なお、91万円余の未納額が認められたので、今後ともこの解消に格段の努力をされたい。

## 改善措置状況

- 1 高校授業料の滞納繰越分につきましては、電話・文書による督促を行い、保護者へ納付の働きかけを行いました。

生活困窮のために納付が困難な滞納者もいるため、個別の状況を把握しながら納付の相談に応じる等きめ細かい対応を行い、今後とも滞納繰越の解消に努めてまいります。また、現年度分につきましても、滞納繰越が生じないように努めてまいります。

## 平成25年度

	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額
現年度	51,300	51,300	0	0
滞納繰越	1,041,300	21,200	463,800	556,300
計	1,092,600	72,500	463,800	556,300

## 平成26年度（H26.8月末現在）

	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額
現年度	19,224,000	8,764,200	0	10,459,800
滞納繰越	556,300	0	0	556,300

計	19,780,300	8,764,200	0	11,016,100
---	------------	-----------	---	------------

2 損害賠償金の滞納繰越分が適正に調定されていないとの指摘を受け、平成25年度滞納繰越分として未納額を全額調定しています。

なお、収入未済額については、分納計画に基づいた納付を促すよう電話等あらゆる手段を行い、完納に向けた対応をしております。

平成25年度			平成26年度（H26.8末現在）		
調定額	収入額	繰越額	調定額	収入額	未済額
1,042,025	403,000	639,025	639,025	60,000	579,025

岡西福第 484 号  
平成26年9月 5日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成26年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じた  
ので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成26年4月実施分）

### 南区西福祉事務所

#### 指摘事項

##### ○ 収入事務について

平成26年2月28日現在、返還金、徴収金及び返納金の滞納繰越分の収入未済額が合計で3,018万円余(収納率6.2%)認められました。

債権管理台帳による債権管理を徹底のうえ、効果的な徴収対策を講じ、今後とも未収金の解消に特段の努力をしてください。

また、現年度分についても、収納促進により新たな収入未済の発生防止に努めてください。

#### 改善措置状況

1. 福祉振興係の経理担当は、法第63条、法第78条の対象者一覧及び収納状況リストを四半期ごとに出力し、ケースワーカー、査察指導員、所長に回覧することで収納状況等の情報の共有化を図り、問題意識をもって、長期間未納の状態になることを防止します。また、返還が滞っている被保護者に対しては、担当ケースワーカーは訪問した際には、債権の確保を意識し、滞納が生じないように被保護者に対して十分な指導を行い、その結果をケース記録に記載しておきます。
2. 保護が廃止になった場合は、ケースワーカーから被保護者に対して債務返還等について説明を行うことにより、未収金の解消に努めます。他の地区に移管した被保護者については、ケースワーカーは、経理担当と連携して、収納状況を確実に引き継ぐことにより収入未済の発生防止に努めます。
3. 平成26年7月1日から施行された改正生活保護法第78条の2の規定の活用を図り法第78条の徴収金の回収に努めます。また、被保護者に対しては届出義務の履行を一層強力に指導するなどして、法63条による返還金、法78条による徴収金の発生の未然防止に努めます。

(1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金の収入状況は、次のとおりです。

返還金の収入状況

(平成26年2月28日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
南区西	返納金	7,934,112	5,417,879	0	2,516,233	68.3%
	返納金(滞納繰越分)	5,283,879	560,353	0	4,723,526	10.6%
	計	13,217,991	5,978,232	0	7,239,759	78.9%

(平成26年8月31日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
南区西	返納金	3,112,347	2,811,397	0	300,950	90.3%
	返納金(滞納繰越分)	7,157,996	273,415	0	6,884,581	3.8%
	計	10,270,343	3,084,812	0	7,185,531	94.2%

(2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金の収入状況は、次のとおりです。

徴収金の収入状況

(平成26年2月28日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
南区西	返納金	1,171,139	144,000	0	1,027,139	68.3%
	返納金(滞納繰越分)	26,672,705	1,418,092	0	25,254,613	10.6%
	計	27,843,844	1,562,092	0	26,281,752	78.9%

(平成26年8月31日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
南区西	返納金	0	0	0	0	#DIV/0!
	返納金(滞納繰越分)	26,122,726	510,036	0	25,612,690	2.0%
	計	26,122,726	510,036	0	25,612,690	2.0%

(3) 返還金及び徴収金以外の返納金の収入状況は、次のとおりです。

返納金の収入状況

(平成26年2月28日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
南区西	返納金	164,898	25,250	0	139,648	15.3%
	返納金(滞納繰越分)	216,695	9,602	0	207,093	4.4%
	計	381,593	34,852	0	346,741	19.7%

(平成26年8月31日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
南区西	返納金	91,201	0	0	91,201	0.0%
	返納金(滞納繰越分)	286,552	2,000	0	284,552	0.7%
	計	377,753	2,000	0	375,753	0.7%

岡南福第724号  
平成26年 9月10日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成26年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成26年4月実施分）

南区南福祉事務所

指摘事項

○ 収入事務について

平成26年2月28日現在、返還金、徴収金及び返納金の滞納繰越分の収入未済額が合計で1億1,066万円余（収納率5.7%）認められました。

債権管理台帳による債権管理を徹底のうえ、効果的な徴収対策を講じ、今後とも未収金の解消に特段の努力をしてください。

また、現年度分についても、収納促進により新たな収入未済の発生防止に努めてください。

改善措置状況

1. 経理担当は、法第63条、法第78条の対象者一覧及び収納状況リストを四半期ごとに出力し、ケースワーカーと未収金の情報の共有化を図ります。返還が滞っている被保護者に対しては、担当ケースワーカーから返済を促すとともに、一括返済が困難な場合は、未収金を分割して確実に徴収していきます。また、保護費の窓口支給時の際の納付指導を徹底します。

2. 保護廃止の場合は、担当ケースワーカーから被保護者に対して債務返還等について説明を行うことにより、未収金の解消に努めます。また、担当ケースワーカーの交代の際は引き継ぎ事項として徹底します。被保護者が他の地区に移管する場合は、担当ケースワーカーは、経理担当と連携を密にし、収納状況を着実に引き継ぐことにより収入未済の発生防止に努めます。

3. 平成26年7月1日から施行される平成26年改正後生活保護法第78条の2の制度の活用を図り、法第78条の徴収金の回収に努めます。また、就労収入の未申告が繰り返され、悪質なケースが続くような場合は、原因を分析し、収入調査を厳格に実施し、債権発生の未然防止に努めます。



(1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金の収入状況は、次のとおりです。

返還金の収入状況

(平成26年2月28日現在)

区分	細 節	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収納率
南区南	返 納 金	26,672,838	23,565,967	0	3,106,871	88.3
	返納金(滞納繰越分)	36,569,929	2,311,787	0	34,258,142	6.3
	計	63,242,767	25,877,754	0	37,365,013	40.0

(平成26年8月31日現在)

区分	細 節	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収納率
南区南	返 納 金	27,689,862	23,501,467	0	4,188,395	84.8
	返納金(滞納繰越分)	29,716,930	724,030	0	28,992,900	2.4
	計	57,406,792	24,225,497	0	7,504,364	40.0

(2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金の収入状況は、次のとおりです。

徴収金の収入状況

(平成26年2月28日現在)

区分	細 節	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収納率
南区南	返 納 金	15,417,360	1,486,345	0	13,931,015	9.6
	返納金(滞納繰越分)	80,745,595	4,389,614	0	76,355,981	5.4
	計	96,162,955	5,875,959	0	90,286,996	6.1

(平成26年8月31日現在)

区分	細 節	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収納率
南区南	返 納 金	2,327,888	27,540	0	2,300,348	1.1
	返納金(滞納繰越分)	89,280,033	1,960,344	0	87,319,689	2.2
	計	91,607,921	1,987,884	0	89,620,037	2.1

(3) 返還金及び徴収金以外の返納金の収入状況は、次のとおりです。

返納金の収入状況

(平成26年2月28日現在)

区分	細 節	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収納率
南区南	返 納 金	456,271	251,620	0	204,651	55.1
	返納金(滞納繰越分)	50,920	0	0	50,920	0.0
	計	507,191	251,620	0	255,571	49.6

(平成26年8月31日現在)

区分	細 節	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収納率
南区南	返 納 金	897,415	164,766	0	732,649	18.3
	返納金(滞納繰越分)	137,033	39,000	0	98,033	28.4
	計	1,034,448	203,766	0	830,682	19.7